様式第四（第四十四条関係）

（表　面）

国　民　健　康　保　険　検　査　証

（法第百六条関係）

写

真

官職又は職名

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

（裏　面）

第　　号

平成　年　月　日交付

厚生大臣、
地方厚生局
長、地方厚
生支局長又
は都道府県
知事印

国民健康保険法(抄)

（報告の徴収等）

第百六条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2　前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百二十五条　組合又は連合会が、(省略)第百六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百八条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。